静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第42 条第2項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士(専門職)とし、付記する専攻分野の名称は、 次のとおりとする。

学 科 名 生産科学科

専攻分野の名称 農林業

(学位授与の要件)

第3条 前条の学位は、学則に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位記の授与)

第4条 学長は、学則 41 条の規程に基づき卒業を認定した者に、所定の学位記を授与する。

(学位の名称)

第5条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」を付記するものとする

(学位の取消)

- 第6条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を 受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、 かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をするには、教授会において3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

○○第○○号

卒業証書学位記

氏 名年 月 日生

本学生産科学科の所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、農林業短期大学士(専門職)の学位を授与する

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長 氏 名 印

Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture

Name

having completed the approved course of study
and passed the examinations
in the Department of Agricultural Production
is hereby conferred the Degree of
Associate degree of Agriculture

Date

Degree number

Signature

Name

President

Shizuoka Professional University

Junior College of Agriculture